

春日井市長 石黒直樹様

不戦へのネットワーク

代表 飯島滋明

名古屋市中村区那古野1の44の17 嶋田ビル2f

TEL050-3593-5130

「重要施設周辺および国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「土地規制法」と省略）の施行にあたっての要請と質問

日頃より春日井市民が安心な暮らしを営めるよう市政運営に努力されていることに感謝いたします。私たちは戦争に反対し、平和な社会をつくることを目的にした市民団体です。

2021年6月16日、第204国会において成立・公布された土地規制法は6月1日より一部施行、9月より全面施行となっております。私たちは2021年11月29日に愛知県議会あての「陳情書」を提出しました。（陳情書全文は別に添付します。）

この陳述書の趣旨にそって再度春日井市にも下記の4項目を要請をいたします。

1. 春日井市内に不必要・不適切な「注視区域」「特別注視区域」が設定されないよう国に強く要請してください。
2. 土地規制法7条を根拠とする、国や防衛省等による個人情報提供要請には応じないでください。
3. すべての施行プロセスの情報公開と民意反映のためのパブコメ実施を国に求めてください。
4. 上記1, 2, 3ができないのであれば、「住民の福祉の増進をはかることを基本」（地方自治法1条の2第1項）とする「自治体」たる春日井市は、土地規制法の廃止を国に求めて下さい。

6月1日に土地規制法に関わる政令が出されました。今後審議会が設置され、基本方針の策定がなされ、区域指定が行われるものと思います。春日井市においては航空自衛隊小牧基地・県営名古屋空港、航空自衛隊高蔵寺分屯基地（弾薬庫）、陸上自衛隊春日井駐屯地の自衛隊関連施設があります。この敷地のおおむね1000メートルの周囲を注視区域、特別注視区域に指定する可能性があります。区域内には多くの市民が暮らし、商業施設、ショッピングセンターがあり、高層のマンション等もあります。多くの市民の生活、プライバシー、財産権（特別重要施設には不動産取引の届け出が課せられる）が制約を受けることとなります。

春日井市は飛行場周辺住民と飛行場対策にあたっての協議機関があります。その飛行場周辺対策住民協議会はブルーインパルス飛行反対の決議などもあげています。住民監視法案などともいわれる土地規制法はこの協議会のような春日井市の住民参加の施策の趣旨と反するのではないのでしょうか？ 住民・市民の個人情報を国などに提供することになれば、行政への不信感を生み出すことにもなります。またこの法律による警告・処罰対象となる「機能阻害行為」に「高所からの監視」がふくまれるとの報道がありました。空港ターミナルには展望デッキがあります。周辺には空港ウォッチングポイントもあります。このように土地規制法の施行は市民の日常的な常識からかけ離れています。

当初、この法律の必要性の論議は基地周辺の土地を外国資本が購入しており、安全保障上のリスクがあるとの指摘からでした。しかしこうした事実は確認されませんでした。また外国資本の土地購入が安全保障上のリスクに直結するわけではありません。むしろこの

ような論議は不必要に外国（人）への脅威をあおることになりかねません。

内閣官房土地調査検討室は『説明資料』（令和3年2月）で「運用上は、指定前に関係地方公共団体と可能な範囲で調整」としていますので、不必要・不適切であることを国に訴えてください。

以下に質問を行います。

質問1,

内閣官房土地調査検討室などより通知、情報提供、紹介等がありましたか。あったとすればその内容や春日井市の対応について、明らかにしてください。

前記4項目の要請に対する市のお考えをお示してください。また質問にもお答え願います。文書回答など適切なご対応をお願いします。

2022年7月20日